

岩手県告示第441号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第2項の規定に基づき、当該道路を通行する当該車両の通行方法を次のとおり定める。

令和4年7月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

種 類	路線名	区 間
一般国道	106号	宮古市藤原三丁目62番3地先から根市第7地割86番3地先まで

2 指定する期日 令和4年7月8日

3 通行方法

1の道路を通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車は、次の通行方法によらなければならない。

屈曲部の通行方法

屈曲部を通行する場合にあつては、徐行すること。